

新居浜市シティブランド「Hello! NEW 新居浜」ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市シティブランド「Hello! NEW 新居浜」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは、別図のロゴマークをいう。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用は、無償とする。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用許諾申請書（様式1）に必要書類を添えて市長に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許諾を要しない。
 - (1) 新居浜市及び新居浜市が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
 - (2) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
 - (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。
 - (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

(資格要件)

第5条 第4条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定す

る連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

- (1) 新居浜市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (3) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
 - (4) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、ロゴマークの使用を許諾するときは、ロゴマーク使用許諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 市長は、使用を許諾しないときは、ロゴマーク使用不許諾通知書(様式3)により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除きロゴマーク使用許諾申請書(様式1)に記載のとおりとする。

- 2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、ロゴマーク使用許諾通知書(様式2)に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用の許諾を受けなければならない。

(許諾内容の変更)

第8条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、ロゴマーク使用内容変更申請書(様式4)を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、ロゴマーク使用内容変更許諾通知書(様式5)により、使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書(様式6)により、使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請は、第4条から第7条の規定を準用する。

(許諾の取消)

第9条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第2

項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 第6条第3項の条件に違反したとき
- (4) その他市長が取り消すことが適当と認めるとき

2 市長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク使用ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 許諾に際して付された条件に従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(損失補償等の責任)

第11条 市長は、ロゴマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式1

ロゴマーク使用許諾申請書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

(申請者)

住所	〒		
企業・団体等名			
代表者名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

使用するロゴマーク	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
その他	

【添付書類】

- 企画書等（使用するレイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）
- その他

様式2

ロゴマーク使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長 印

年 月 日付で申請のあった、ロゴマークの使用については、次のとおり許諾します。

許諾番号	
使用するロゴマーク	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
条件	

【使用上の遵守事項】

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク使用ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 許諾に際して付された条件に従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

様式3

ロゴマーク使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長 印

年 月 日付で申請のあった、ロゴマークの使用については、次の理由により、不許諾とします。

(理 由)

様式 4

ロゴマーク使用内容変更申請書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

(申請者)

住所	〒		
企業・団体等名			
代表者名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

許諾番号	
変更内容	
変更理由	

様式5

ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長 印

年 月 日付で申請のあった、ロゴマークの使用内容の変更については、次のとおり許諾します。

許諾番号	
変更内容	
変更理由	

【使用上の遵守事項】

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク使用ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 許諾に際して付された条件に従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

様式6

ロゴマーク使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長 印

年 月 日付で申請のあった、ロゴマークの使用内容の変更については、次の理由により、不承諾とします。

許諾番号	
理 由	